

東京大学

2024年度学術フロンティア講義

「ジェンダーを考える」



第1回 ガイダンスとイントロダクション



東京大学

多様性包摂共創センター(IncluDE)

ジェンダー・エクイティ推進オフィス副オフィス長

特任准教授 小川真理子

講義の流れ

1. ジェンダー概念の系譜
2. ジェンダー平等政策の課題
 - 1) 選択的夫婦別姓
 - 2) 政治分野における女性の参画
 - 3) WLB、男性の育児休業取得
 - 4) 理工系分野における女性研究者
 - 5) 災害とジェンダー
 - 6) 男性の人権
 - 7) 性の多様性

1. ジェンダー概念の系譜

(1) ジェンダー (gender)

- ジェンダーという考え方はどのようにして生まれたのか？

ジェンダー　もともと文法上の性の分類を表す用語



生物学的性差 (sex)に対する社会的、文化的に構築された性差
という視座から議論

1960年代後半　女性解放運動と結びついて広まったジェンダー概念



American Press Association, copyright claimant - Library of Congress Catalog: <https://lccn.loc.gov/97500068> Image download: <https://cdn.loc.gov/service/pnp/cph/3g00000/3g05000/3g05500/3g05585v.jpg> Original url: <https://www.loc.gov/pictures/item/97500068/> Title: Youngest parader in New York City suffragist parade Abstract/medium: 1 photographic print.

- 第1波フェミニズム 参政権、財産権等の男女平等
- 第2波フェミニズム 社会慣習や社会意識による性差別の解消
家父長制 (patriarchy)への批判
- 性別役割分業 男性は生産労働 女性は家事労働
- 家事・育児・介護等家の中の労働は無償労働
↓
アンペイドワーク

性差別や女性差別（「女性」という存在におこる不平等な事象）



女性の経験の顕在・理論化、メカニズムの解明

- ・ 人間に平等に与えられる権利がなぜ「女性」にのみ与えられないのか
「女と男」の違いは、「性別」による違い

→ 「性別」には、生物学的分類、社会的分類

男性学

男性であるがゆえに抱え込んでいる問題を男性の視点から批判的に見直し、男性にとって生きやすい社会を目指す

(2) 性別認識とジェンダーの再定義

- 1950年代 米性科学者 ジョン・マネー
「生殖器官による性sex」ではなく、
「性愛から社会的役割などを包括的に捉える性」を表す語を求め、
「文法上の性別を表す語」であったgenderを用いる

ジェンダーを生物学的性差との連続性で把握

- 精神分析学者 ロバート・ストーラー
ジェンダーを社会的、文化的に作られたものという視点で整理

(3) ジェンダーという言葉の用法

1995年 国連北京世界女性会議

北京宣言及び行動綱領でジェンダーが多く使われる

ジェンダー・バイアス 性別にかかわる偏見や差別、
固定的な役割観

分析概念としてのジェンダーの有効性

性別が社会的に構築されたものであるかもしれないことを考察
既存の学問研究がもつ前提や基準をジェンダーの視点から
問い直す

2. ジェンダー平等政策の課題

1999年 男女共同参画社会基本法

第5次男女共同参画基本計画（2020.12.25閣議決定）における課題

「2020目標」の未達成

2020目標：社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に占める女性比率が少なくと
う期待する（2003年目標設定）

・進捗が遅れている要因

政治分野（有権者の約52%は女性）

- ・立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難
- ・人材育成の機会の不足
- ・候補者や政治家に対するハラスメント

経済分野

- ・管理職・役員へのパイプラインの構築が途上

社会全体

- ・固定的な性別役割分担意識

全体として「30%」の水準には程遠い

諸外国の推進スピードは速く

日本は女性の参画が遅れている

【新たな目標】

2020年代の可能な限り早期に30%程度になるよう目指す

第5次男女共同参画基本計画（説明資料）より抜粋
内閣府ウェブサイト

https://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html(2025/4/2閲覧)

主な男女平等関連法制

- 1975 国連女性年（1976－1985 国連女性の10年）
- 1985 国連女性差別撤廃条約批准、男女雇用機会均等法
- 1991 育児休業法
- 1995 国連第4回世界女性会議、ILO 156条約批准
- 1997 介護保険法成立（2000施行）
- 1999 男女共同参画社会基本法
- 2001 内閣府男女共同参画局
- 2001 DV防止法
- 2003 少子化社会対策基本法
- 2015 女性活躍推進法
- 2018 政治分野における男女共同参画推進法
- 2022 困難な問題を抱える女性への支援法

女性版骨太の方針2022（2022.6.3）における課題

- I 女性の経済的自立
- II 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- III 男性の家庭・地域社会における活躍
- IV 女性の登用目標達成

昭和の時代に作られた制度、
男女間の賃金格差を含む労働慣
行、固定的な性別役割分担意識
など
構造的な問題

ノーベル経済学賞 C

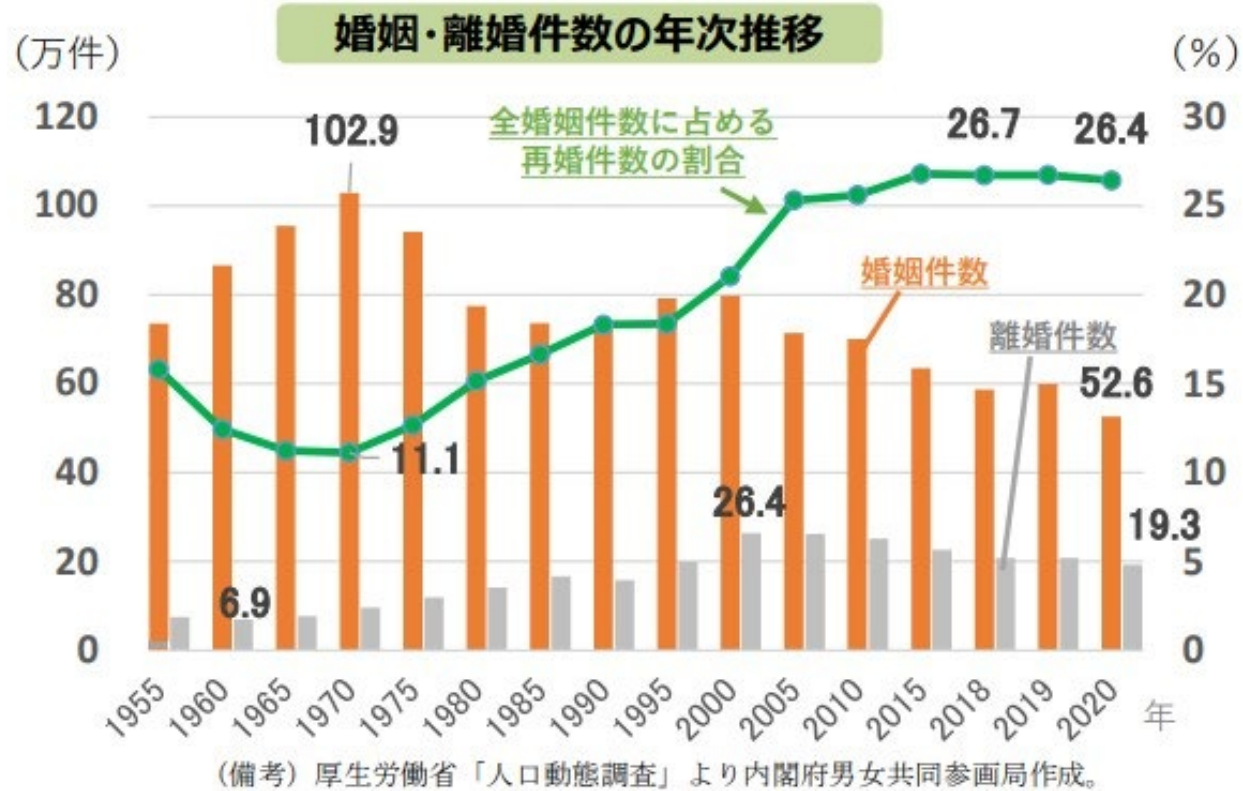
日本：働く女性が増えてい...ではなくパートなどの短
時間労働が多い。真の意味での...

日本には手厚い育児休暇制度があるにもかかわらず、職場に影響を与える可能性がある、との理由
で取得しない人が多い。

毎日新聞「日本は女性を働かせるだけではだめ」 ノーベル賞・ゴールディン氏（2023/10/10）
(<https://mainichi.jp/articles/20231010/k00/00m/030/022000c> 2023/10/10 取得)

女性版骨太の方針（2022）

I 女性の経済的自立



男女の寿命（特定の年齢まで生存する者の割合等）

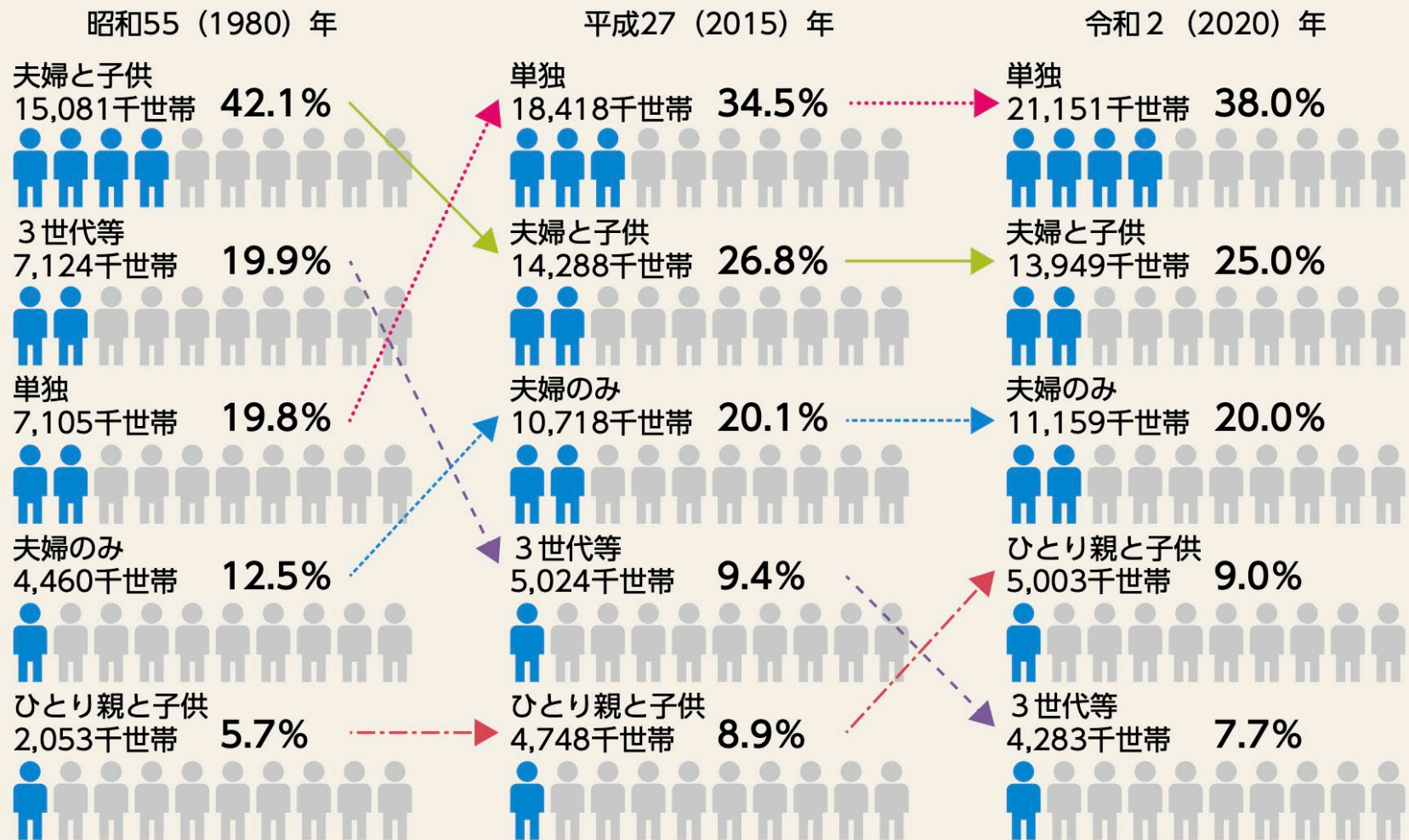
	男	女
90歳時生存割合	28.4%	52.5%
95歳時生存割合	11.1%	28.3%
平均寿命	81.64歳	87.74歳
死亡数最大年齢	88歳	92歳

(備考) 厚生労働省「令和2年簡易生命表の概況」

家族形態の変化

昭和→平成→令和

特-5図 家族の姿の変化



昭和：
標準世帯
(夫婦と子)
42%



令和：
単身世帯＋
ひとり親と子世帯
47%

家族の多様化

(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

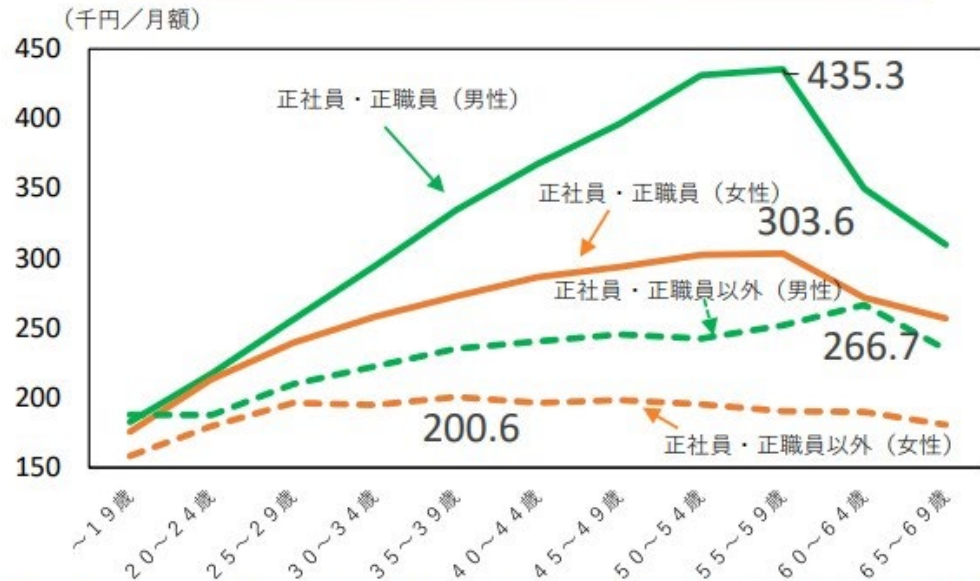
2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる続柄の世帯員であり、成人を含む。

令和4年版 男女共同参画白書 (2022)
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r04/zentai/html/zuhyo/zuhyo00-05.html(2025/4/2閲覧)

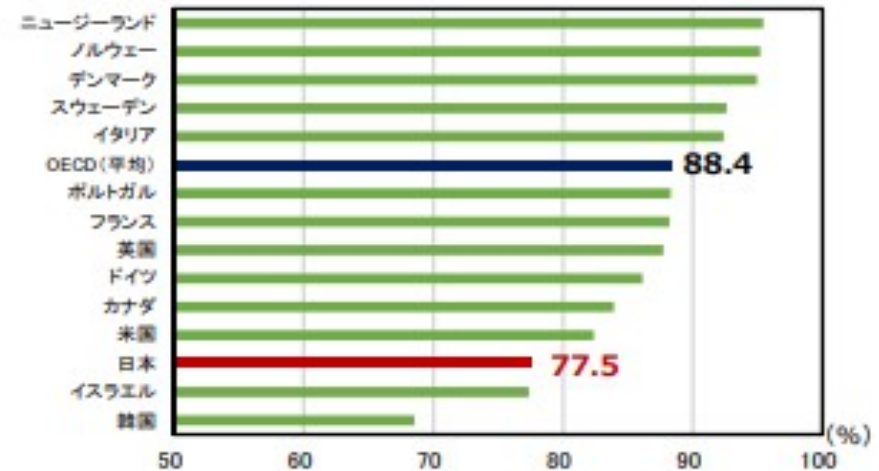
女性版骨太の方針（2022） I 女性の経済的自立

給与額の男女間格差（雇用形態別・年齢階級別）



（備考）厚生労働省「令和2年賃金構造基本統計調査」より内閣府男女共同参画局作成。所定内給与。

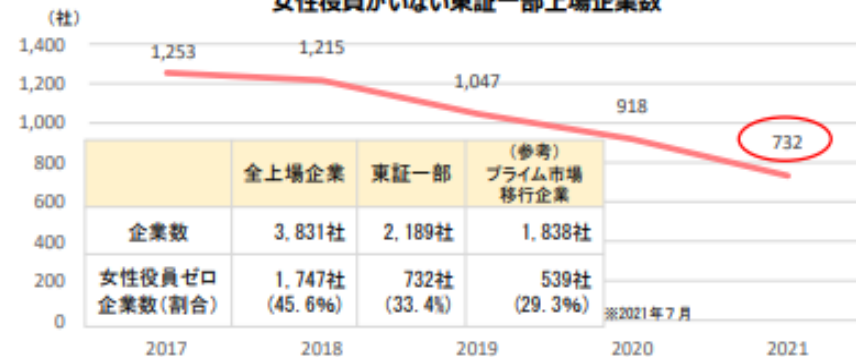
男女間賃金格差の国際比較（賃金：中央値）



	女性ゼロ 議会数	議会数	女性ゼロ 議会比率
都道府県議会	0	47	0.0%
市区町村議会	275	1741	15.8%
市議会	25	792	3.2%
特別区議会	0	23	0.0%
町村議会	250	926	27.0%

※令和3年12月

女性役員がない東証一部上場企業数

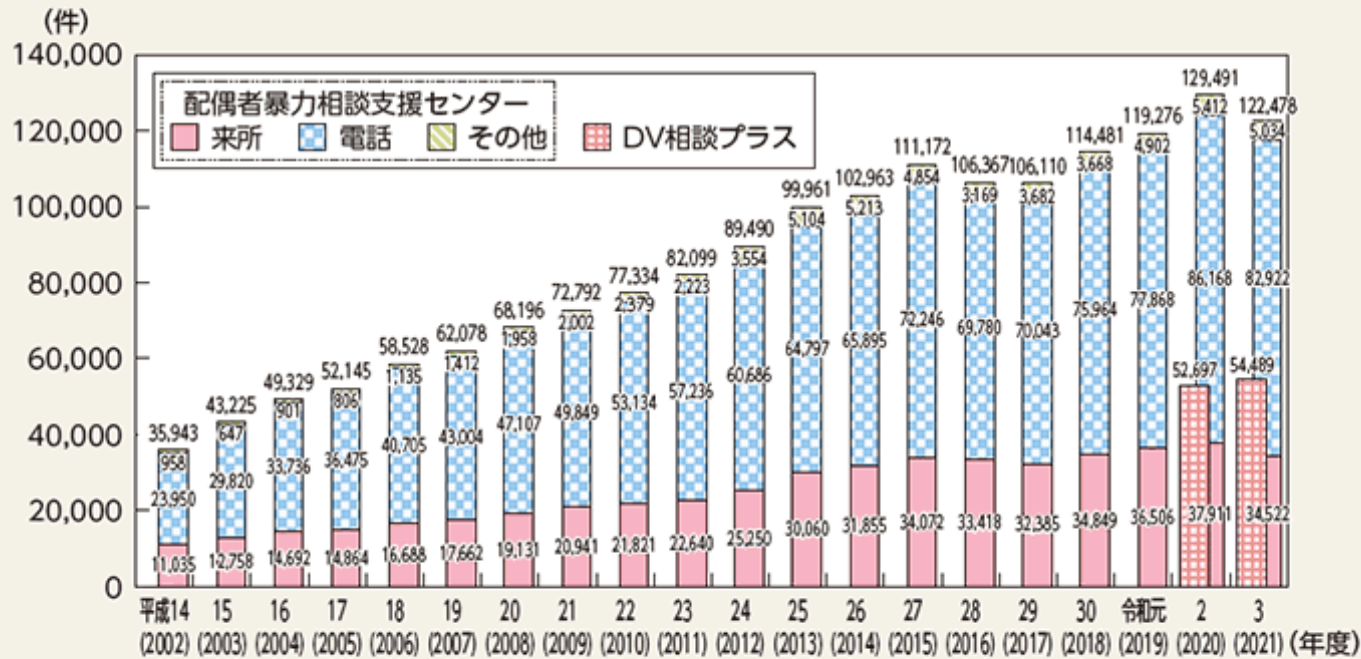


女性版骨太の方針（2022）

Ⅱ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現

5-5 図 配偶者暴力相談支援センター等への相談件数の推移

○配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。

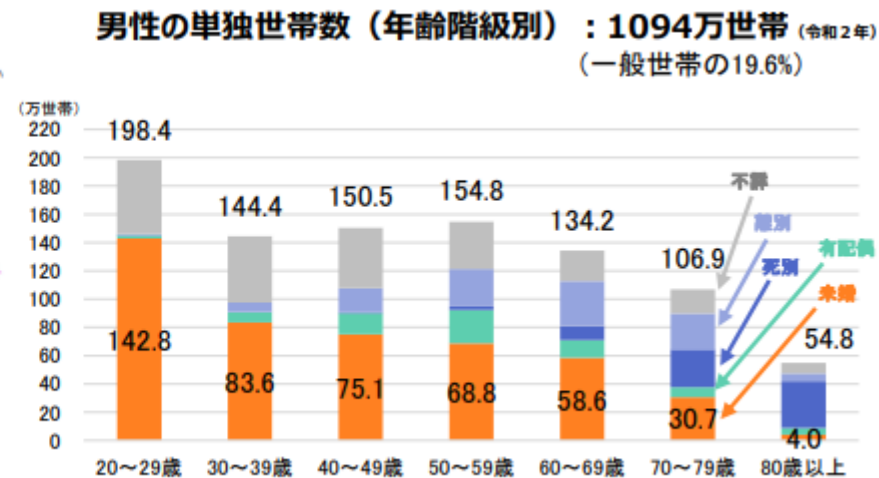
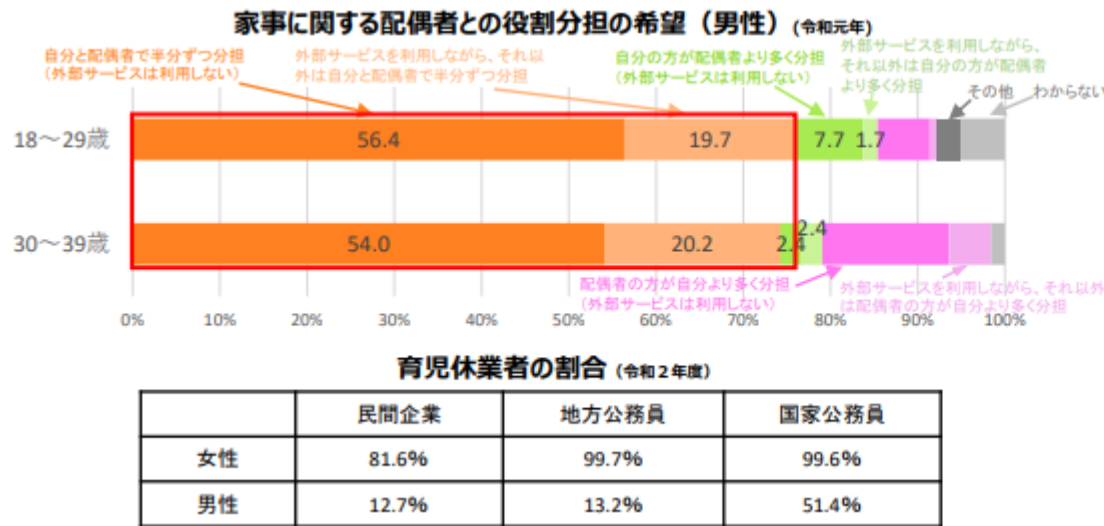


- (備考) 1. 配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等を取りまとめ、集計。
2. 「DV相談プラス」（令和2（2020）年4月に、内閣府が開設した相談窓口）に寄せられた相談件数を集計。

女性に対する暴力の根絶が急務

女性版骨太の方針2022（2022.6.3）における課題

Ⅲ 男性の家庭・地域社会における活躍



男性の育児休業取得の推進

コロナ禍で広まったテレワーク等の多様な働き方の定着

男子の孤独・孤立対策

女性版骨太の方針2022 説明資料より抜粋

https://www.gender.go.jp/kaigi/senmon/keikaku_kanshi/siryu/pdf/ka24-S-2.pdf

女性版骨太の方針2023における課題

- I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて
- II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化
- III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
- IV 女性の登用目標達成（第5次男女共同参画基本計画の着実な実行）

女性版骨太の方針2023（女性活躍・男女共同参画の重点方針2023）（原案）概要 令和5年6月5日 男女共同参画会議 資料1

I 女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けた取組の推進（→詳細はP2参照）

社会全体で女性活躍の機運を醸成し、多様性を確保していくことは、男女ともに自らの個性と能力を最大限に発揮できる社会の実現のために不可欠であるとともに、イノベーションの創出と事業変革の促進を通じて企業の持続的な成長、ひいては日本経済の発展に資することを踏まえ、女性の活躍をけん引するため、下記のような施策を講じる。

① プライム市場上場企業を対象とした女性役員比率に係る数値目標の設定等

- ・ 令和5年中に、取引所の規則に以下の内容の規定を設けるための取組を進める。
 - ①2025年を目途に、女性役員を1名以上選任するよう努める
 - ②2030年までに、女性役員比率を30%以上とすることを目指す
 - ③左記の目標を達成するための行動計画の策定を推奨する。
- ・ あわせて、企業経営を担う女性リーダー研修の更なる充実、リスキリングによる能力向上支援、好事例の横展開など、女性の育成・登用を着実に進め、管理職、更には役員へとという女性登用のパイプラインの構築に向けた取組の支援を行う。

② 女性起業家の育成・支援

- ・ ロールモデルとなる女性起業家の創出・育成支援のため、政府機関と民間が集中支援を行うプログラム（J-Startup）において、女性起業家の割合を20%とすることを旨とする。
- ・ あわせて、女性起業家のためのネットワークの充実、女性起業家による資金調達への支援等を行う。

II 女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の強化（→詳細はP3参照）

男女が家事・育児等を分担して、ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりに向け、また、女性に多い非正規雇用労働者や経済的に厳しいひとり親世帯の現状等を踏まえ、女性の所得向上・経済的自立に向けた取組をあらゆる観点から進めることとし、下記のような施策を講じる。また、仕事と健康の両立による女性の就業継続を支援する。

① 平時や育児期を通じた多様で柔軟な働き方の推進

- ・ 長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援の取組の加速、「多様な正社員」制度の普及促進等に取り組む。
- ・ 「男性育児は当たり前」になる社会の実現に向けて、制度面と給付面の両面からの対応を抜本的に強化する。

② 女性デジタル人材の育成などリスキリングの推進

- ・ デジタルスキル標準やITパスポート試験の活用促進、女性デジタル人材育成プランの実行等に取り組むなど、リスキリングのための環境を整備する。

③ 地域のニーズに応じた取組の推進

- ・ 地域のニーズに応じた女性活躍を支える各地の男女共同参画センターの機能強化を図るとともに、独立行政法人国立女性教育会館（NWECC）による各センターへのバックアップの強化等を図るため、同法人の主管の内閣府への移管や、同法人及び各地のセンターの機能強化を図るための所要の法案について、令和6年通常国会への提出を目指す。

→これらの取組により、いわゆる「L字カーブ」（右図参照）が生じる背景にある構造的な課題（※）の解消を目指す。

（※）長時間労働を中心とした労働慣行、女性への家事・育児等の無償労働時間の偏り、固定的な性別役割分担意識等

III 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現（→詳細はP4参照）

女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現するため、下記のような施策を講じるほか、ハラスメント対策や、政策決定過程のあらゆる段階における女性の参画を確保し、ジェンダーの視点を反映するための取組、平和・安全保障の分野における女性の参画に取り組む。

① 配偶者等からの暴力への対策の強化

- ・ 配偶者暴力防止法改正法の円滑な施行（令和6年4月）に向けた環境整備等に取り組む。

② 性犯罪・性暴力対策の強化

- ・ 被害が潜在化・深刻化しやすいことをはじめ、多様な被害者がたれらうことなく相談できるような相談先の周知を徹底する。
- ・ 「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」に基づく施策を着実に実行する。

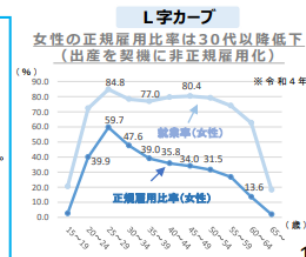
③ 困難な問題を抱える女性への支援

- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の円滑な施行（令和6年4月）に向けた支援体制の整備等に取り組む。

④ 生涯にわたる健康への支援

- ・ 事業主健診の充実、フェムテックの利活用、生理休暇制度の普及促進、女性アスリートが抱える健康課題等に取り組む。

⑤ 地域のニーズに応じた取組の推進（再掲）



女性版骨太の方針2023 説明資料より抜粋

https://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryoy/pdf/ka70-s-1.pdf

女性版骨太の方針2024の方針

女性版骨太の方針2024

女性活躍・男女共同参画の推進のため、「人材の育成」に取り組みます！

『女性版骨太の方針2024の4つの柱』

企業等における女性活躍の
一層の推進



活躍する女性人材と企業等で
取組を推進する
人材の育成

女性の所得向上・経済的自立に
向けた取組の一層の推進



全国各地の女性が経済的に
自立するための力の育成と
これを支える人材の育成

個人の尊厳と安心・安全が
守られる社会の実現



男女共同参画の視点に立った
防災・復興、配偶者暴力や
性犯罪・性暴力の被害者等を
支える人材の育成

女性活躍・男女共同参画の
取組の一層の加速化



あらゆる分野の政策・
方針決定過程に参画する
女性人材の育成

女性版骨太の方針2024 説明資料より抜粋

https://www.cao.go.jp/press/new_wave/20240709.html

1. ジェンダー平等政策の課題

1) 選択的夫婦別姓

民法750条の改正案としての選択的夫婦別姓（別氏）制度 導入の議論

1996年 法制審議会、民法改正要綱の答申

2009年 国連女性差別撤廃条約 男女平等の観点

民法改正を「勧告」、2016年3度目の「勧告」

2015年 最高裁大法廷判決

夫婦同姓の規定は「合憲」

2021年 最高裁大法廷判決

2015年の判決同様、夫婦同姓の規定は「合憲」

1) 選択的夫婦別姓

最高裁大法廷 (2021) 最高裁裁判官 計15人

合憲と判断 (11人)

違憲と判断 (4人)

選択的夫婦別姓は認められず

最高裁大法廷 (2015) 合憲

1) 選択的夫婦別姓 否認派、容認派の意見

否認派	容認派
<ul style="list-style-type: none">・ 夫婦別姓では日本の伝統や家族の絆が失われる・ 子の氏の安定性が損なわれる・ 婚姻前の通称使用や併記によって仕事の連続性の問題は解消する	<ul style="list-style-type: none">・ 長年使用してきた姓を改めることにより、アイデンティティの喪失、社会生活上の不利益を被る・ 別姓を選択する夫婦の間に生まれた子の福利は、多くの別姓夫婦が輩出されれば、影響はかなりの程度で減少する。・ 通称使用の拡大では限界があり、法的な安定性がない

夫婦同姓は「日本の伝統」なのか

2021.7.6

政治学者

なかむら としこ
中村 敏子



私の視点

選択的夫婦別姓をめぐる、最高裁大法官が再び、別姓を認めない現行法を合憲と判断した。決定は国会での議論を促す内容だったが、導入に反対する人がしばしば口にするのが、夫婦同姓は「日本の伝統」であるということだ。それは歴史的事実なのかを、考えてみたい。

江戸時代には、公式に名字を持っていたのは武士以上の階級に属する人々だけだったが、武家の女性は結婚後も実家の名字を名乗っていた。平民に名字の使用が許可されたのは明治3（1870）年のことだ。翌年、戸籍法を定めて氏名によって国民を把握しようとした際に、妻の結婚後の姓をどうするかが問題となった。そして明治9（1876）年の太政官指令によって、妻は嫁入り後も「生家の氏」をとなえるべきものと定められた。当時の日本人が、姓はそれぞれの人の出自を表すと考えていた、ということを示している。

夫婦同姓が導入されたのは、その約20年後。明治31（1898）年に「妻は婚姻によりて夫の家に入り」「その家の氏を称す」と定める明治民法が制定された。これは「夫婦一体」という結婚観によって同姓を強制していた西洋の影響が大きい。

「戸籍を同じくするなら姓を同じにするべきだ」という人もいる。だが、戸籍が編製されてから明治民法で夫婦同姓が定められるまで、同じ戸籍の夫婦でも別の姓を名乗っていた

同姓は「伝統」と言えない

歴史にみる夫婦の名字

たという事実がある。「同じ戸籍に入っている」とこと「同じ姓を名乗る」ことは、別の話だったのだ。

もし「姓が同じでなければ家族の絆が危くなる」というのなら、夫婦が別姓であった明治民法までの日本の家族は、解体の危機にあったことになるのではないか。

いま、一人っ子同士がどちらの姓を選ぶかを決めるのが難しいために、結婚を延期するという話を聞く。同様の問題は明治期にもあった。結婚する男女が両者とも「家」の代表者である戸主である場合には、結婚して「家」を合わせる「合家」という制度が存在した。その際には、一つとなった「家」の名字をどうするか問題となった。

当時の人は、「新しい名字を創設する」「両方の名字を併称する」などを考え、政府にうかがいを立てていたことが記録に残っている。しかし、当時の政府は認めず、どちらか一つの姓にするよう指令した。

夫婦同姓制度は、西洋の影響を受けた明治政府によってつくられ現在まで続くものであり、日本の「伝統」ということはできない。女性運動の成果により他国ではこれが解消された。今も同姓が強制されている国は日本だけなのである。

◆投稿は手紙か siten@asahi.com へ。採用の場合にご連絡します。電子メディアにも掲載します。

2) 政治分野における女性の参画

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正 (2021.6)

改正の背景：諸外国と比べ大きく遅れる政治分野への女性の参画

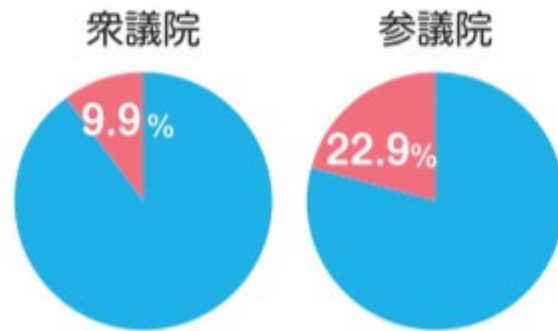
国会議員（衆議員議員）に占める女性の割合 9.9%

世界193カ国中**166**位（列国議会同盟2021.1.1時点）

改正のポイント：男女を問わず立候補や議員活動等をしやすい環境整備

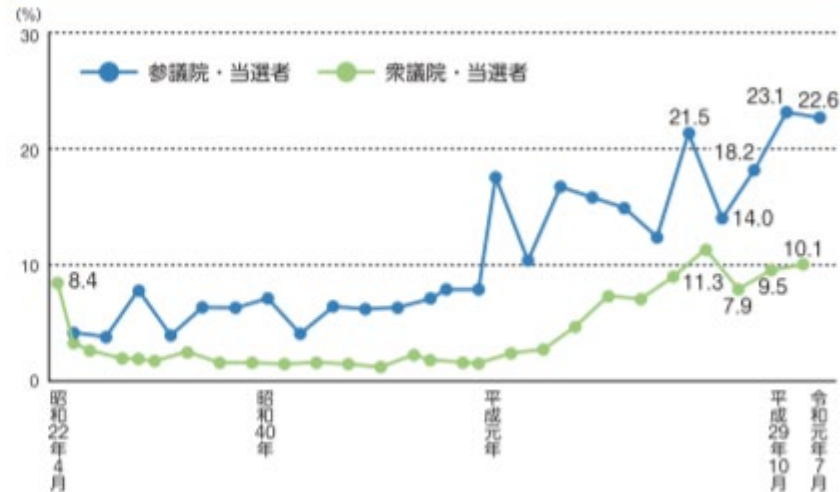
政党等：男女の候補者数の目標設定（努力義務）、国・地方自治体の責務及び施策の**強化**、両立支援・マタハラ・セクハラの防止等（cf. 太田肇『同調圧力の正体』）

国会議員の女性議員比率



(備考) 衆議院は令和2年6月17日現在（衆議院HPより）
参議院は令和2年7月2日現在（参議院HPより）

国政選挙の当選者に占める女性比率の推移

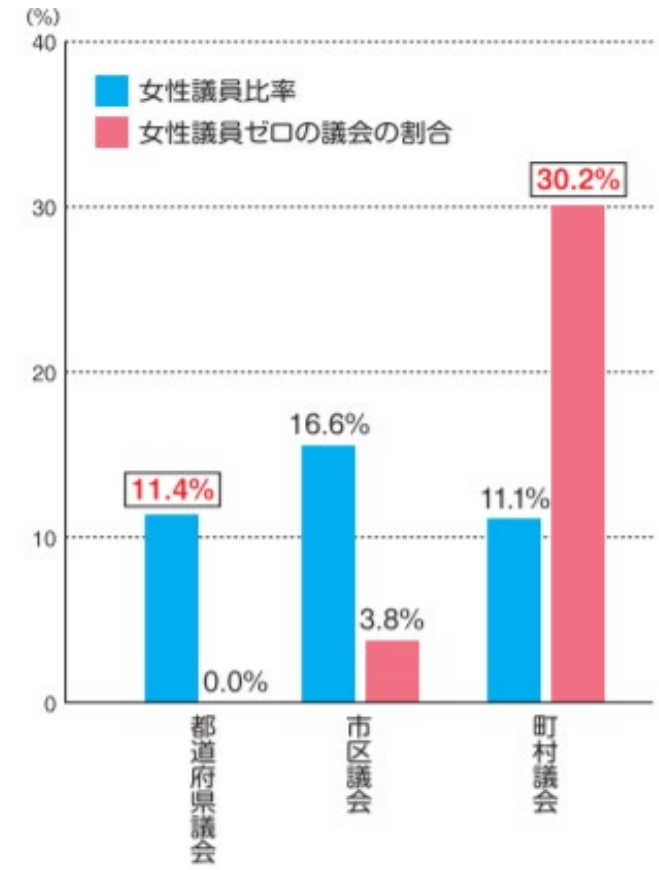
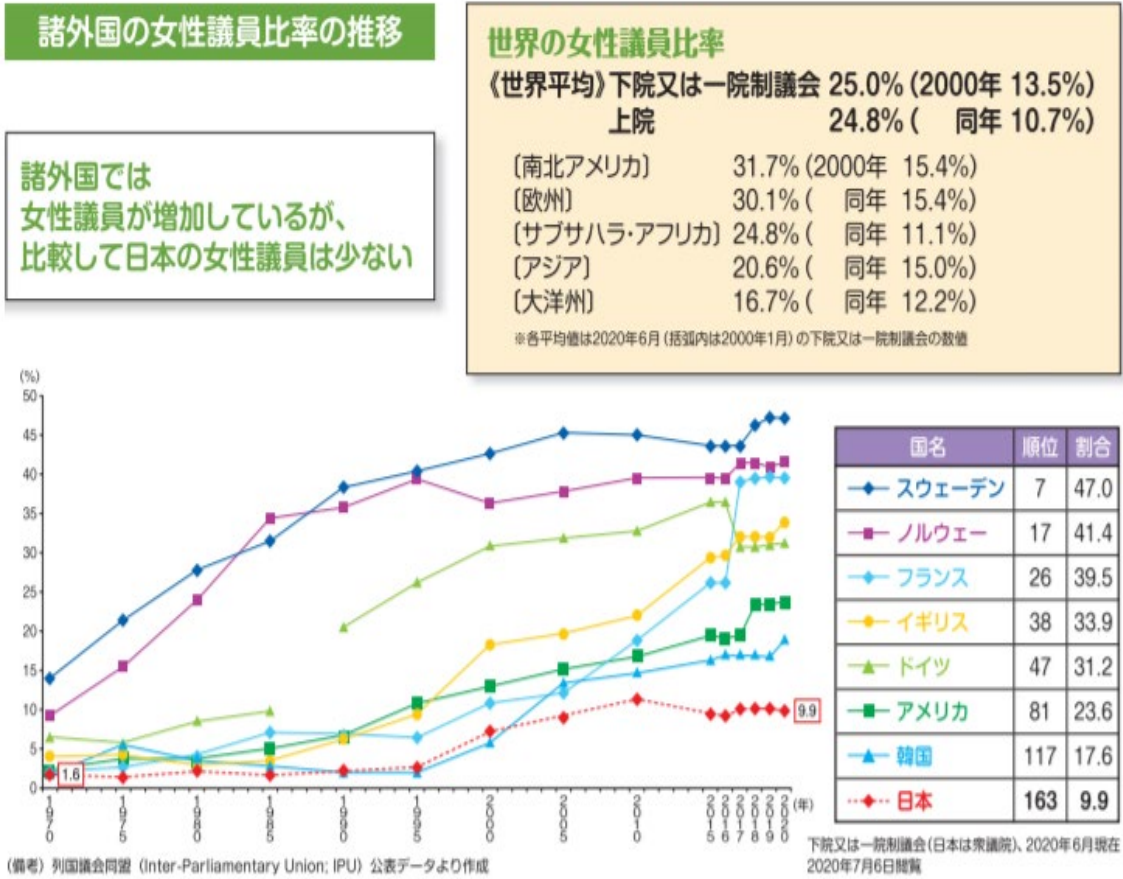


(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」、「参議院議員通常選挙結果調」より作成

2) 政治分野における女性の参画

世界130カ国近くが政治分野でクオータ制（女性の議員や候補者の最低割合を定める差別是正措置）を導入、先進国では日本のみが低迷

都道府県議会の女性議員比率
11.4%、町村議会の3割以上で女性議員ゼロ



(備考) 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調査」(令和元年12月31日現在)より集計

2) 政治分野における女性の参画

日本の衆議院議員の前職や経歴

① 地方議員、国会議員の秘書

- 90年代から当選者の6割を占める
- 地方議員はすべての政党において最大候補者のプール
- 秘書は増加傾向、自民、民主党系が多い

② 官僚、経営者：全体の3割強

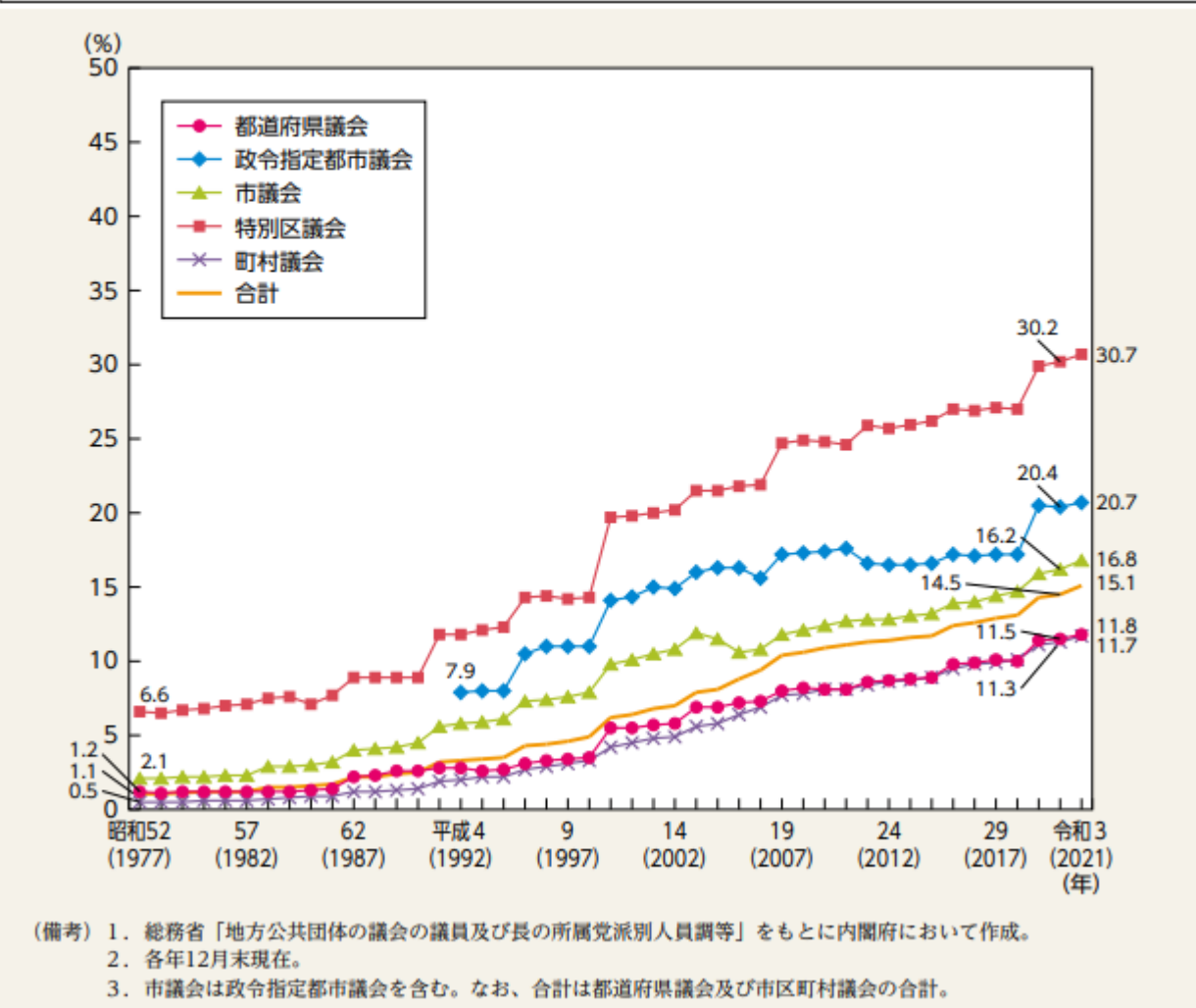
③ 労働組合：2000年代以降減少

その他：教育、メディア

女性議員は以上の経歴が少ない。
官僚、国会議員秘書は男性と比べて著しく少ない

濱本真輔、2022、『日本の国会議員』中央公論社

○令和3（2021）年12月末現在、女性の割合が最も高いのは、特別区議会で30.7%、次いで、政令指定都市の市議会20.7%、市議会全体16.8%、都道府県議会11.8%、町村議会11.7%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にある。

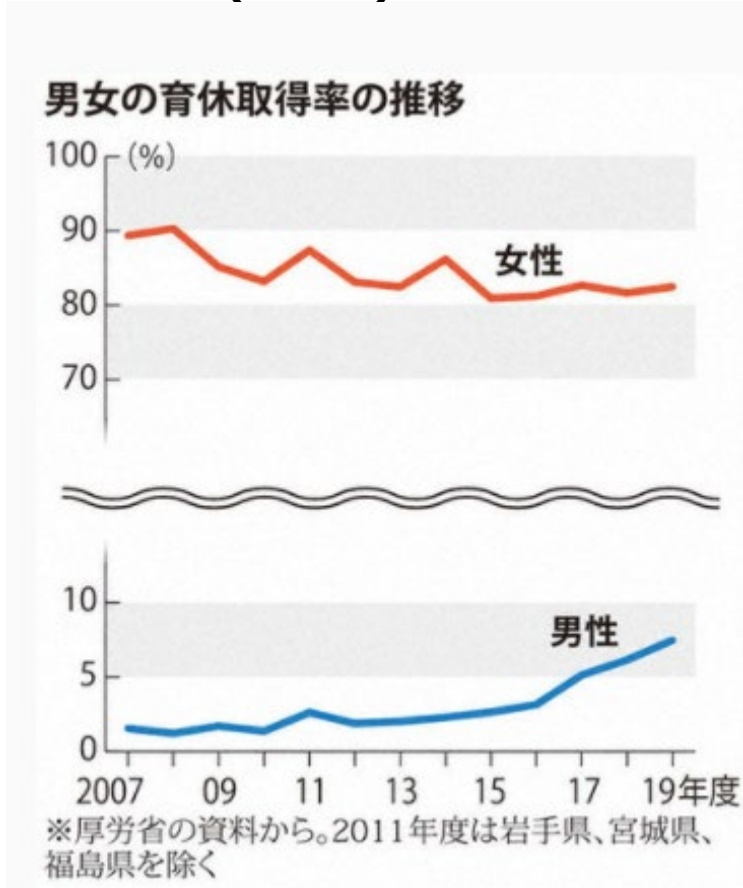


男女共同参画白書令和4年版

https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r05/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-04.html

3) WLB、男性の育児休業取得

男女の育休取得率の推移
女性83%、男性7.48%
(2019)



ワーク・ライフ・バランスと男性

- ・ 1974年 スウェーデン 初の育休創設
- ・ 各国で育休制度を整備
- 男性の育休進まず
- ・ 1993年 ノルウェー パパクオータ導入
- 男性の育休が増加

日本

- ・ 育児介護休業法の改正
- 男性の育休取得の促進

毎日新聞 2021/6/4 東京版朝刊

<https://mainichi.jp/maisho/articles/20210605/kei/00s/00s/013000c>

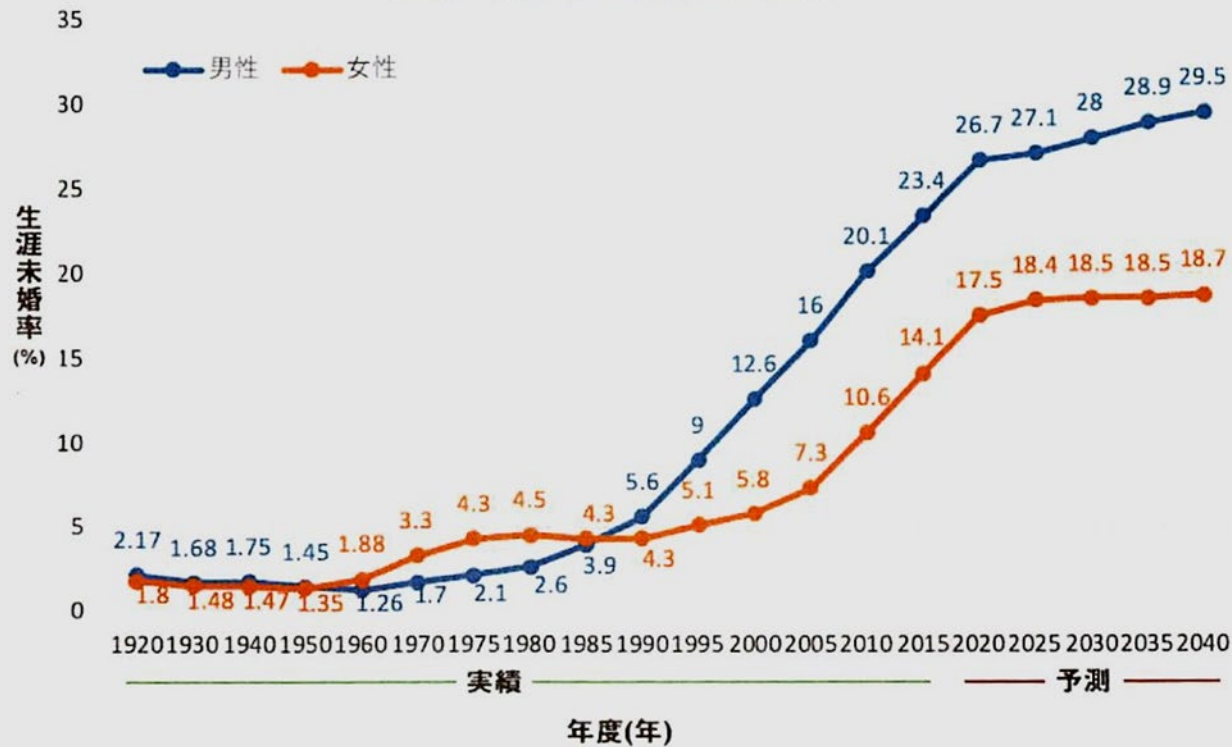
3) WLB、男性の育児休業取得

育児・介護休業法の改正（2021.6） 2022.4～

1. 男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みを新設
子どもの出生後、8週間以内に最大4週間の休業を取得できる
「**出生時育児休業**」が導入
2. 育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の**義務付け**
3. 育児休業の分割取得
育児休業（1の休業を除く）について、**分割して2回**まで取得することが可能
4. 育児休業の取得の状況の公表の**義務付け**

3) WLB、男性の育児休業取得

生涯未婚率の推移と予測



(参考：国立社会保障・人口問題研究所 | 人口統計資料集2019年版、内閣府 | 令和元年版 少子化社会対策白書)

生涯未婚率(2019)

男性23.4%
女性14.1%

- 再婚件数の増加
未婚女性と結婚する再婚男性
- 女性の方が結婚を意識した「婚活」を始める時期が早い
- 社会環境や結婚観の変化

4) 理工系分野における女性研究者

「科学とジェンダー」にまつわる神話 「女性は科学に不向き」は本当か

神話の背景:

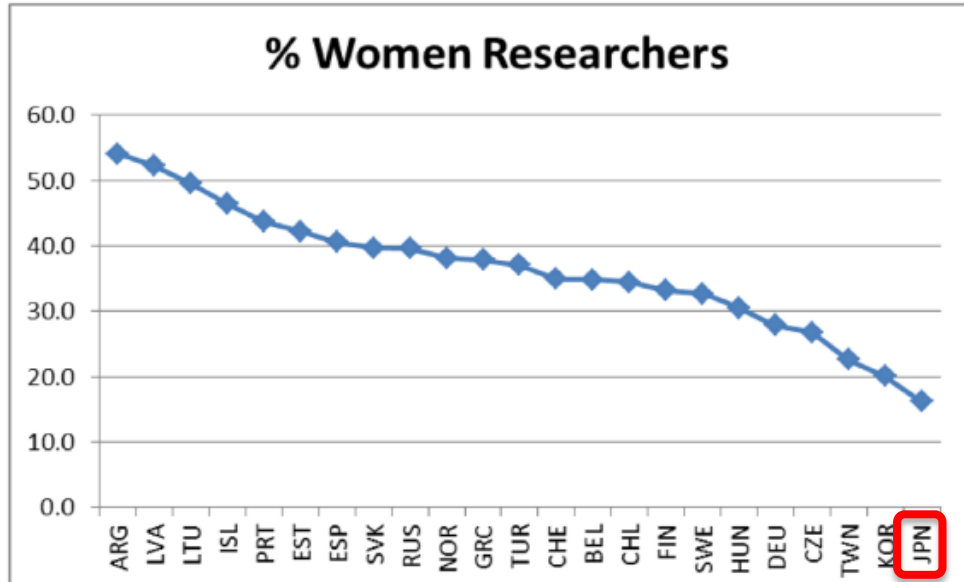
- ①西欧近代における職業と家庭の公私領域の分離
公領域からの女性の排除と周縁化
- ②18世紀 科学啓蒙主義における科学の公的性格と威信の強化
- ③19世紀 科学者の誕生
- ④近代国民国家と国民軍の創設
仏エコール・ポリテクニーク 科学・工学教育を担う
米陸海軍人・工兵将校の養成と連動して科学・工学教育を導入

cf. 『哲学の女王たち』(2021)

教育から排除されてきたため数は少ないが女性の哲学者は大昔からいる。だが正当に評価されてこなかった (評: 犬塚元 法政大学教授、朝日新聞 2021/7/17)

4) 理工系分野における女性研究者

理工学分野で特に顕著なジェンダー・アンバランス



出典: OECD Main Science and Technology Indicators Vol 2019

- 日本の女性研究者比率は16.2%
OECD主要23カ国中最下位

- 原因:
科学技術が伝統的に男性の分野という“常識”と、男性は家族を養い女性は家庭を守るという社会が課した男女の役割が日本ではいつまでも根強くはびこっていること

- 科学技術分野の男女共同参画はなぜ必要か?
→「日本の持続的発展を維持するため」
(Dilworth, M., 2020)

Leaky pipeline (水漏れパイプ)を防ぐ取り組みとは

- 女子中高生の理系進路選択支援政策 (パイプライン・プログラムの一種)
- 女性研究者支援事業 (研究機関の組織文化の変革をめざす)

5) 災害とジェンダー

災害脆弱性のジェンダー格差

海外・日本の大災害の事例研究からみる男女の被害格差

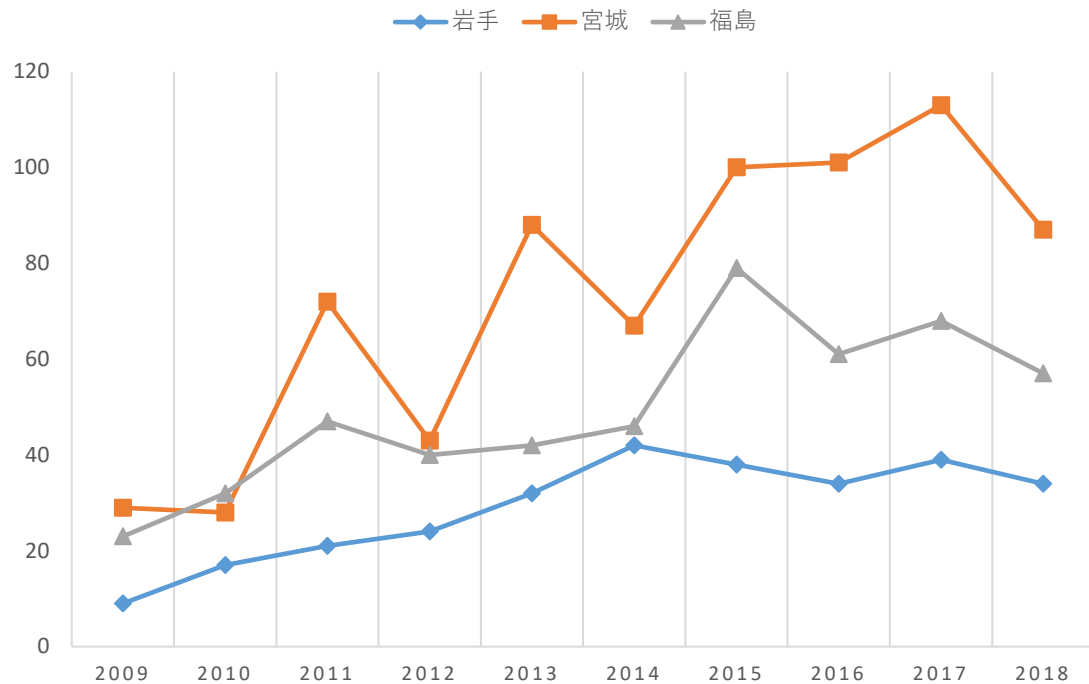
- ① 災害で女性が男性より多く死亡している
- ② 災害時には性別役割分担が強化される
→ 住居や雇用など復興資源へのアクセスが女性に不利
- ③ 女性や女兒への暴力・DVが増加する
- ④ 女性は地域社会で災害防止の役割を果たしているにもかかわらず
公的な防災・復興の場から排除されがちである

東日本大震災被災地における女性たちの状況

災害時における女性への暴力

5) 災害とジェンダー

2013年～東日本大震災以降のDV被害者支援



【図1】被災3県における配偶者からの暴力事案等の検挙状況

出典：警察庁生活安全局生活安全企画課
「配偶者からの暴力事案等検挙状況」の都道府県警察別データより作成（小川 2019）

民間NGOの支援

24時間ホットラインと被災地の女性団体への人材提供、雇用創出、財政支援事業の実施
(2011年4月～2012年3月)

◆24時間の全国フリーダイヤル「パープル・ホットライン」事業

アクセス件数 約139,740件
被災地優先対応相談 約20,130件

◆DVの深刻化、被災地沿岸部への支援

5) 災害とジェンダー

大震災の影響による被害事例の変化

－宮城県の民間シェルターへの聞き取り調査から

- ・震災後、別居状態の夫を受け入れ、DVが深刻化
 - ・失業保険が切れ、弔慰金等の手持ち金の枯渇で経済状況が悪化、DVが深刻化
 - ・弔慰金が世帯主である夫に支払われたが、離婚に際し、妻に分け与えず妻は貧困状態に
 - ・震災後、家族をなくした女性の一人暮らし、母子家庭に対するセクシャル・ハラスメントやストーカー行為、DV事件の発生
- 民間シェルターでは、電話相談やカウンセリングを通して、また、個別対応を通して暴力被害女性への支援を行う

新型コロナウイルスとDV相談

2020年3月 全国の自治体の女性相談窓口等

新型コロナウイルス感染拡大の影響とみられるDV相談

2020年3月30日

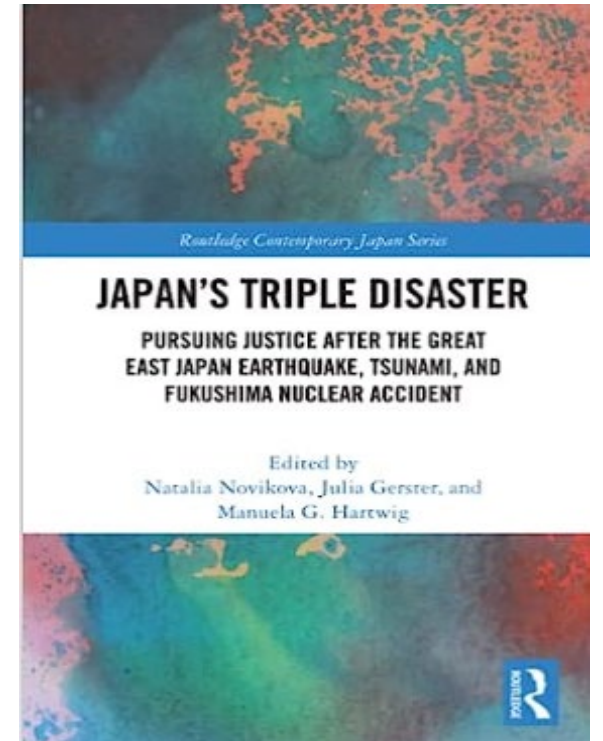
NPO法人全国女性シェルターネット：政府に要望書を提出

- ・ 今後DV被害相談が増加することを想定
- ・ **緊急の場合も相談窓口を閉じない**
- ・ 電話相談回線やシェルター、子どもの保護施設等の増設
- ・ 一時保護期間の柔軟な延長
- ・ 一時給付金をDV被害者へも個別に支給する

これまでの支援のノウハウやNPO間のネットワーク

Hybrid Book Break: Japan's Triple Disaster: Pursuing Justice after the Great East Japan Earthquake, Tsunami and Fukushima Nuclear Accident (Routledge, 2023).

東日本大震災前後から岩手、宮城、福島をフィールドワークとしていた、公共政策、科学技術研究、法学ジェンダー、社会学、心理学、文化人類学、都市計画、観光地理学、建築学、日本研究など11名の研究者が学際的視点による論文集
公正な分配、承認、市民活動の分析を通して
災害に対する多様な正義の視点を提供



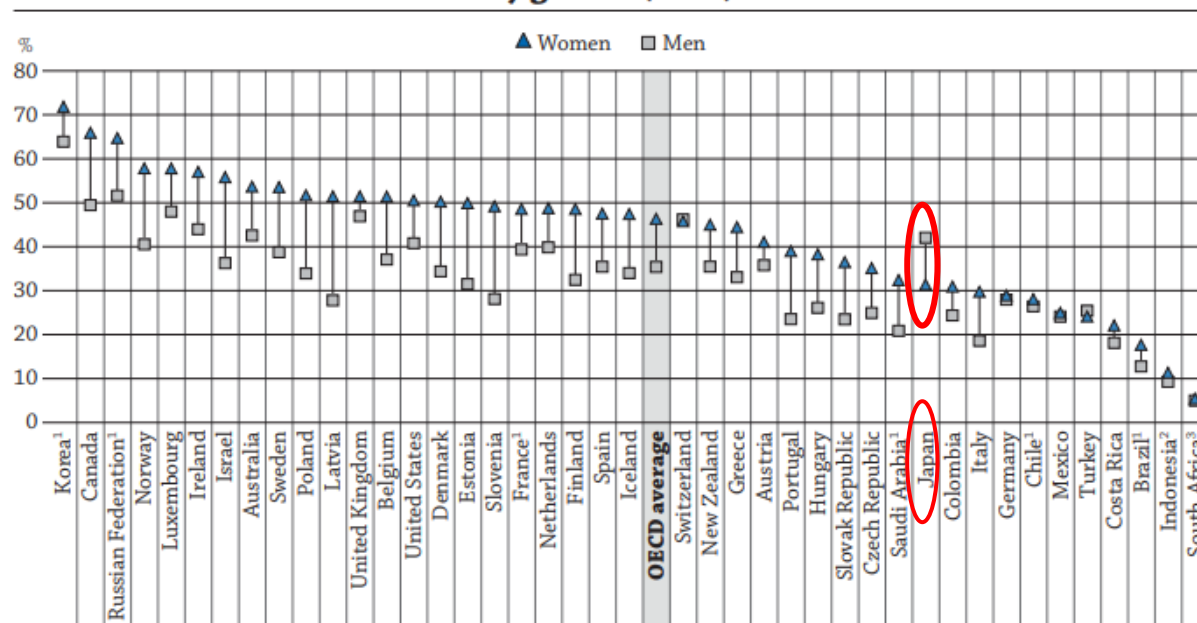
6) 男性の人権

OECD諸国25 – 34歳
高等教育修了率
(男女別)

諸外国：女子の進学率 ↑
日本：男子の進学率 ↑

諸外国における
ジェンダー・ギャップ問題
→ 男子の教育達成の低調

Chart A10.1. Percentage of 25-34 year-olds who have attained tertiary education, by gender (2014)



1. Brazil, Chile, France, Korea, Russian Federation, Saudi Arabia: Year of reference 2013.

2. Indonesia: Year of reference 2011.

3. South Africa: Year of reference 2012.

Countries are ranked in descending order of the percentage of women who attained tertiary education.

Source: OECD, Table A1.4b. See Annex 3 for notes (www.oecd.org/education/education-at-a-glance-19991487.htm).

StatLink <http://dx.doi.org/10.1787/888933283820>

出典：OECD, Education at a glance 2015:188

6) 男性の人権

分断される非大卒男性

現役世代約6千万人を8つのセグメントに分類

若年非大卒の男性：社会経済的地位は他の人びとと比べてきわめて不安定 『日本の分断』（吉川徹 2018）

有害な男性らしさ（Toxic masculinity）

自分の問題、困っていることを認められない心理に男らしさへのとらわれがあるのでは(田中俊之)

『しくじらない飲み方』（斉藤章佳 2020）

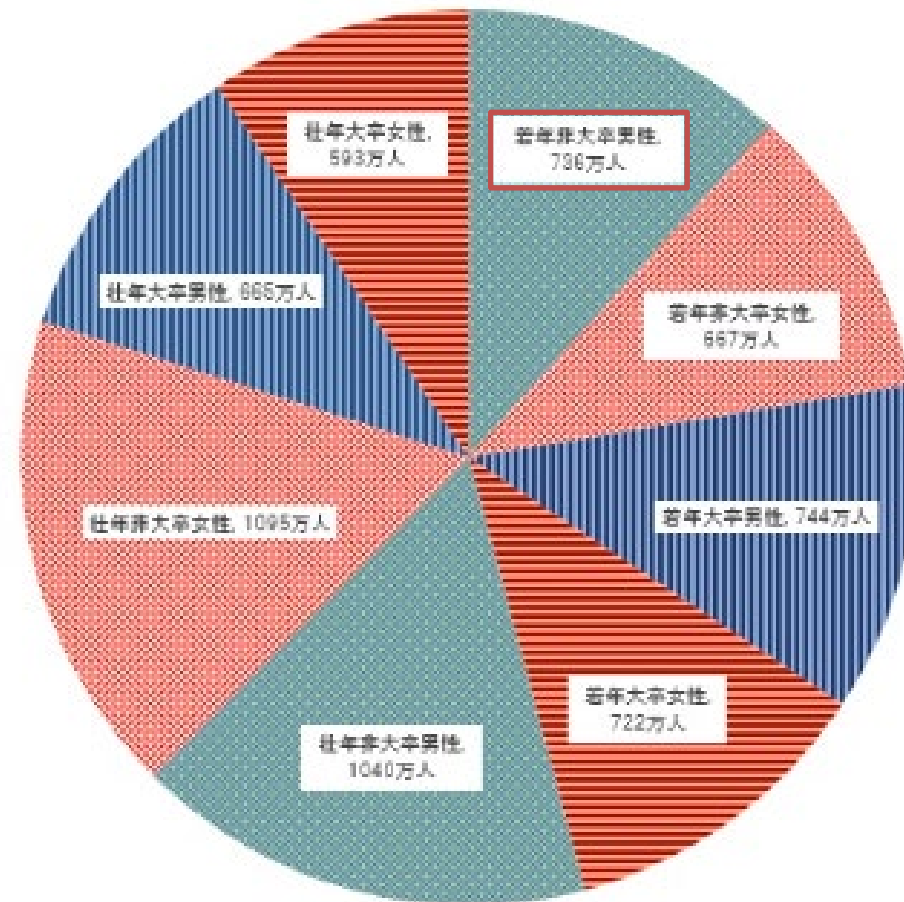
男性学

「男性の生き方を探る研究」

『男性学入門』（伊藤公雄 1996）

DV被害を受けた男性は相談しない傾向が女性より多い

『ジェンダーで読み解く男性の働き方・暮らし方』（多賀太 2022）



8つのセグメント

朝日新聞社の言論サイト「論座」

<https://webronza.asahi.com/politics/articles/2018070300005.html?returl=https://webronza.asahi.com/politics/articles/2018070300005.html&code=101WRA>

7) 性の多様性

2021年 LGBT理解増進法案 未成立 → 2023年 成立

2021年 4月 与党理解増進法（要綱）提出

2021年 5月 超党派連盟において法案がまとまる

2021年6月 与党国会への提出を見送る

世界80カ国以上で性的少数者に対する雇用差別禁止法（2019）

オリンピック憲章 「性別、性的指向」による差別の禁止

「差別禁止」と「理解増進」

2023年 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

7) 性の多様性 パートナーシップ制度

世界における同性パートナーの法的保護：契約型、事実婚、契約・事実婚・ドメスティック・パートナーシップ・シビルユニオン（登録パートナーシップ）・同性婚

日本：

2015年3月 東京都渋谷区議会は同性カップルを「結婚に相当する関係」（パートナーシップ）と認め区が証明書を発行する条例案を賛成多数で可決。
公的に同性カップルを認める制度は**日本初**

2015年4月

「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」の成立

2015年11月 渋谷区

パートナーシップ証明書の発行

同性婚訴訟

7) 性の多様性 ジェンダー統計と性別欄

第5次男女共同参画基本計画

男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）の充実の観点から、各種統計の整備状況を調査し、公表する。また、ジェンダー統計における多様な性への配慮について、現状を把握し、課題を検討する

トランスジェンダーの人権保障上の課題

性別欄記入自体が苦痛、手続きを躊躇、記入書類を見る人に知られる恐れ

各種申請書、履歴書等から性別欄廃止の動き

ジェンダー統計の意義：統計算出のために性別欄が必要

内閣府性別欄検討WGの見解

我が国の男女間格差が依然として大きい現状を踏まえれば、その解消に向けて、男女別のデータを確実に取得することが重要。したがって、性別欄の有無に関する拙速な対応は慎むべき